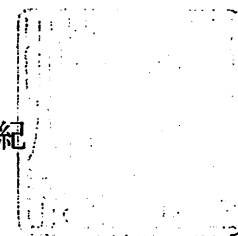


平成13年12月12日

検事総長 殿  
検事長 殿  
検事正 殿

法務省刑事局長 古田 佑紀



執行事務規程、証拠品事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について（依命通達）

本日付け法務省刑総訓第1410号、第1411号及び第1412号法務大臣訓令をもって、標記各規程の一部が改正され、本年12月25日から施行されることとなりましたが、その改正点等は下記のとおりですので、その適正な運用に遺憾のないように願います。

#### 記

##### 1 改正点について

- (1) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成13年法律第139号）が同年12月5日に公布され、同月25日から施行されることとなったことに伴い、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第507条（非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第208条第3項及び民事訴訟法（平成8年法律第109号）第189条第3項の規定により過料の裁判の執行について準用される場合を含む。）により、検察官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとされたことから、執行事務規程（平成6年法務省刑総訓第228号大臣訓令）及び証拠品事務規程（平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令）に裁判執行のため関係事項を照会する場合に使用する様式を定めるとともに、徴収事務規程（平成8年法務省刑総訓第196号大臣訓令）に定められている徴収金に関する照会書（甲）（様式第14号）及び徴収金に関する照会書（乙）（様式第15号）について、所要の改正を行ったものである。
- (2) 徴収事務における強制執行手続によって得られた配当金の収納手続については、いわゆる窓口収納の手続のみが規定されていたところ、事故防止及び事務の合理化を図る観点から、検察官が相当と認めるときは、配当金を納付書により直接日本銀行に納付させるいわゆる日銀納付の手続に関する規定を設けるた

め、所要の改正を行ったものである。

## 2 用紙について

今回改正された様式については、従前の様式による用紙が残存する場合であってもこれを使用することはできないので、留意すること。